

令和7年度輸出関連事業の企画提案募集に係る質問に対する回答について

<輸出の裾野拡大支援事業>

番 号	質 問 事 項	回 答
1	<p>募集要項4(2)②「事業実施結果」の様式はあるか。 また、提出の期日はいつか。</p>	<p>現時点では、様式及び提出期日の設定していません。 ただし、令和8年3月に実施する事業実施結果の報告会の実施前に、報告内容について県と受託者との間で調整を行うことから、例年は2月末までの実績をまとめた資料を、3月初旬に御提出いただいています。</p>
2	<p>募集要項5(1)「食品の流通、販売、輸出のいずれかを日常的に取り扱っており、営業収益の50%以上が同業務による者又は食品の取引実績が年間1億円以上である者であること。」を証明するにはどのような資料が必要か。</p>	<p>決算報告書や、売上内訳表(任意様式)等により説明をお願いします。</p>
3	<p>募集要項6(4)企画提案書で様式3及び様式4の使用は必須か。</p>	<p>様式の提出は必須です。 これに加えて、審査会プレゼン資料を任意様式で提出していただきます。 なお、募集要項7(2)イに記載のとおり、企画提案の内容の評価は評価基準に基づき行います。審査会でのプレゼンテーションは同評価基準に係る内容を中心に説明をお願いします。</p>
4	<p>募集要項7(2)イ「パートナーシップ構築宣言企業」とは何か。</p>	<p>「パートナーシップ構築宣言」とは、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言する取組です。詳しくは、以下URLを御確認ください。 https://www.biz-partnership.jp</p>

5	<p>仕様書（案）参考様式の「輸出商品フィードバックシート」は、いつ誰に提出するものか。</p>	<p>委託業務実施期間内に、委託業務を通じて支援する県内のメーカーや生産者等に行う商品評価、改善点等に関する情報のフィードバックで使用するほか、フィードバック実施後には県に提出していただくことを想定しています。</p>
6	<p>審査会のプレゼンテーションは申請者を含む実施体制のメンバーから選任すべきか。 また、人数に上限はあるか。</p>	<p>プレゼンテーションの発表者及び人数の指定はありません。 ただし、審査員から企画提案に対する質疑を行いますので、正確に回答できる方が望ましいです。</p>
7	<p>参加資格において業種の制約はあるか。</p>	<p>募集要領5「企画提案参加資格」に記載の条件に該当する者であれば、業種は問いません。</p>
8	<p>募集要項9（5）に「出品事業者バイ・シズオカ オンラインカタログへ商品登録をさせ、有効に活用すること」とあるが、新たに商品を登録させるのではなく、既にカタログに登録されている商品の中から取扱商品を選定する場合でも「オンラインカタログを有効に活用している」と見なされるか。</p>	<p>登録済みであれば問題ありません。 出品事業者に対し、バイ・シズオカ オンラインカタログの有効な活用を促す趣旨です。</p>
9	<p>本事業の開始は、2025年のいつ頃からを想定すべきか。</p>	<p>契約及び業務開始は、令和7年4月を想定しています。</p>

<海外戦略品目売上拡大事業>

番 号	質 問 事 項	回 答
1	募集要項 4 (2) ①目標の「62,000 千円以上拡大」は必ず達成しなければならないか。	<p>「62,000 千円以上拡大」は目標であり、最終的に達成できなかったとしても、その事実のみを理由として委託費を支払わない、ということはありません。</p> <p>ただし、目標達成に向け必要かつ十分な具体的取組の実施は不可欠であるほか、県も常に受託者からの報告を受けて業務の進捗状況を把握し、目標達成に向けた適切な取組の実施について、受託者と随時調整を行います。</p>
2	募集要項 5 (1) の「販売店」は、海外のグループ企業 (100%子会社) を含めて問題ないか。	問題ありません。
3	募集要項 6 (4) 企画提案書で様式 3 及び様式 4 の使用は必須か。	<p>様式の提出は必須です。</p> <p>これに加えて、審査会プレゼン資料を任意様式で提出していただきます。</p> <p>なお、募集要項 7 (2) イに記載のとおり、企画提案の内容の評価は評価基準に基づき行います。審査会でのプレゼンテーションは同評価基準に係る内容を中心に説明をお願いします。</p>
4	募集要項 7 (2) イ「パートナーシップ構築宣言企業」とは何か。	<p>「パートナーシップ構築宣言」とは、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言する取組です。詳しくは、以下 URL を御確認ください。</p> <p>https://www.biz-partnership.jp</p>